

常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県信用保証協会の常勤役員の役員報酬、役員手当及び役員賞与（以下「役員報酬等」という）、退職功労金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員報酬等は、理事会の議決事項とし、次の方法により決定する。

- 2 常勤役員に対して役員報酬及び役員手当を支給する。
- 3 役員報酬及び役員手当は、世間水準及び職員給与を考慮し、常勤理事会の諮問を経て理事長が決定する。
- 4 常勤役員が月の途中で退任する場合は、その属する月を1ヶ月分として役員報酬及び役員手当を支給する。
- 5 役員賞与は、経営状況等を考慮し、理事長が決定する。

(支給方法)

第3条 役員報酬等の支給方法については職員への支給方法に準じる。

(退職功労金)

第4条 常勤役員が退任する場合は、退職功労金を支給することができる。

- 2 常勤役員が死亡により退任する場合、その遺族に対して退職功労金を支給することができる。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、「職員に関する通勤手当支給要領」に準じて通勤手当を支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、常勤理事会の諮問を経て理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成20年7月1日改正。
- 3 平成23年5月25日改正。
- 4 平成23年7月7日改正。
- 5 令和7年4月1日改正。